

給食材料の納入及び検収要領

2017.08.01 更新

市立甲府病院における入院患者等給食に使用する給食材料の納入及び検収については、次によるものとする。

1. 納入場所は、市立甲府病院 厨房内 検収コーナーとする。
2. 納入日及び納入時間は、発注時に指定する。
3. 納入する食材料は、発注条件に合致し、品質、鮮度ともに良好でなければならない。
4. 納入する材料の規格は、別に本院の承諾を得たものとする。ただし、特別の事由により規格品を納入できない時及び規格に定めのないものを納入する際は、本院の了解を得ること。
5. 納入業者には、必ず納品書を提出させるとともに指定した日時を厳守させること。
6. 納入業者には、食品衛生に留意させるとともに、専用の食品コンテナに移し換え、納入させること。
なお、食品コンテナは洗浄を行い、清潔にすること。
7. 検収者は、栄養士、調理師をあて、品質、鮮度、数量等の検査を十分に行うこと。
8. 納入業者には、清潔区域内への直接運搬はさせないこと。
9. 納入する食材料のうち規格不合格、鮮度低下品または数量不足等があった時は、直ちに交換補充させ業務に支障のないようにするとともに、本院にその内容を書面にて遅滞なく報告すること。
10. 納品書は、業者別に整理し綴じておくこと。なお、必要の都度、本院に提出すること。
11. その他、食材料の受入管理、保管、衛生管理については、厚生労働省通知による「大量調理施設衛生管理マニュアル」概念を取り入れた自主衛生管理等に基づくものとする。
12. 本院が必要とした場合、関連資料（過去の納品書、検品状況、衛生管理状況等）を速やかに本院に提出すること。